

★固定資産税の口座振替について

市では口座振替手続きについて「各金融機関窓口での手続き」をお願いしています。手続きには、振替を希望する預貯金口座の通帳とその届出印が必要です。特に固定資産税の口座振替については、振替を利用している方の固定資産名義が相続登記などで変わった場合は、再度手続きが必要になりますのでご注意ください。口座振替の開始は、手続日から2〜3か月後の納期からとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

★コンビニで取得できる税の証明書について

全国のおもなコンビニで取得できる税関係の証明書は、最新年度分（令和8年度）の個人の「所得証明書」と「所得課税証明書」です。納税証明書や固定資産・軽自動車関連の証明書は市役所窓口での発行となります。

★コンビニで証明書を取得するには

- ① 設置されているマルチコピー機の画面を操作
 - ② マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書のついているもの）をかざす
 - ③ 暗証番号などの必要事項を入力
- 1通につき手数料200円を支払うことで取得できます。ただし証明書取得時と賦課期日（その年の1月1日）に曾於市に住民登録がある方のみとなります。



9月の納期について

- 固定資産税 3期
 - 国民健康保険税 4期
 - 介護保険料 4期
 - 後期高齢者医療保険料 3期
- ※口座振替は9月30日（水）です残高の確認をお願いします。

国民年金のはなし

年金生活者支援給付金の手続きをお忘れなく

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象者 以下の要件をすべて満たしている方

老齢基礎年金を受給している方	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
☒ 65歳以上 ☒ 世帯員全員の市県民税が非課税 ☒ 年金収入金額とその他の所得額の合計が約93万円以下	☒ 前年の所得額が約492万円以下

請求手続き

日本年金機構から対象者へ請求手続きのお知らせを、9月初旬頃から送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。

お問い合わせ

【給付金専用ダイヤル】0570-05-4092（ナビダイヤル）

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
9月9日（水）	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅中央公民館 研修室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。